

法令適用事前確認手続照会書

平成 28 年 08 月 29 日

消費者庁表示対策課長 殿

照会者氏名 木曾 崇住所（法人にあっては代表者の氏名を付記）〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-3-1連絡先担当者名 木曾 崇電話番号 03-4577-8691電子メールアドレス kiso@internationalcasino.jp

（代理人による照会の場合は、上記に加え、これに準じて当該代理人に関する事項を記載すること）

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法 第4条

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為（必要であれば資料の添付ができる）

- ・ 当社（株式会社国際カジノ研究所）は、カジノ、および宿泊、飲食、ショッピングセンター、その他各種アミューズメント施設に関する調査、およびコンサルティング事業等を業務としている。
- ・ 当社は、ネットワークを介して異なる筐体間で対戦することができる機能を有するアクションゲームを一般消費者に供給する事業を営む具体的な予定があるところ、当該アクションゲームの認知普及のためのプロモーションの一環として、当該パズルゲ

ームの販売又は提供期間中に、当該アクションゲームを利用した大会を開催し、その大会における成績優秀者に対して賞金を提供するという企画を考えている。

当社は、この大会の主催者あるいは協賛者という立場で参加することを予定しているが、いずれの立場であっても、大会における成績優秀者に対する賞金については当社が準備する。

- この大会に参加を希望する者から参加料や入場料を徴収することはなく、家庭用ゲーム機向けに販売する当該アクションゲームのソフトを購入した者及びゲームセンターに設置されている有料のアーケードゲームで遊戯したことがある者（これらの者をまとめて「有料ユーザー」という。）のほか、そもそも遊戯したことがない者であっても、オンライン上の特設サイト（誰でもアクセスすることが可能なサイト）にあるフォームから出場登録を行った後、メールにて受け取った出場証を大会当日の会場にて提示すれば参加することができる（なお、それ以外の方法で参加することはできず、仮に応募多数となった場合は抽選とする予定である。）。
- 大会については、上記特設サイトのほか、主にネットメディアもしくは関連する紙メディアを用いて、広く告知することを予定している。
- この大会で使用するアクションゲームは、家庭用ゲーム機向けソフトの購入、またはゲームセンターに設置されているアーケードゲームに金銭を支払うことにより遊戯することができる。それ以外にユーザーから金銭を徴収するサービスやコンテンツの提供はない（なお、家庭用ゲーム機向けソフトの場合、ユーザーは、ゲームのネットワーク対戦機能を利用するに際して、月額のネットワーク使用料を支払う必要があるが、当該使用料は、家庭用ゲーム機メーカーによって徴収されるものであり、この売上は当社には一切入らない。）。
- 大会は、参加者1対1の個人戦又は団体戦において対戦型のアクションゲームを行い、先にゲームオーバーとなった者が敗者となり、対戦した者よりも長くゲームを続けられた者が勝者となる。また、対戦形式は、トーナメント制であり、トーナメント表に基づいてゲームを勝ち抜いた参加者のうち、上位入賞者（成績優秀者）が賞金を獲得する。大会では、参加者のゲームに対する熟達度によりゲームの勝敗が決し、それにより成績優秀者が決まることとなる。大会当日の会場にて成績優秀者の発表を行うが、表彰は安全上の配慮により賞金額を記入したパネルを手渡すのみであり、賞金は、後日、成績優秀者の銀行口座に振り込むことを予定している。
- 大会で参加者が使用する機器は、主催者側で準備する予定である。
- 本アクションゲームにおける技術向上のためには、原則的に繰り返しのゲームプレイが必要であるため、有料ユーザー以外の者が「成績優秀者」として賞金を獲得する可能性は低いと考えられる。また、有料ユーザーは、大会前に自ら有していたキャラクターを用いて参加することはできない。
- 大会の会場は、決定したものはないが、自社とは関係ない第三者が運営する施設（エ

キシビジョンホールのような会場)を利用する予定である。会場において、主催者、協賛者等が具体的な商品又は役務の販売、勧誘行為を行うことはないが、当該施設においては、飲食物が販売されている場合があるところ、その売上はあくまでも第三者に帰属し、主催者、協賛者等(当社含む。)には一切入らない。

また、当日の会場が、仮に第三者の開催している展示会等のブースを借り受けてその会場の一部となるような場合には、あくまでも大会主催者は出展者の1つとして大会を開催することとなる。このような場合、当該展示会への入場者は、通常、展示会の主催者に対して、展示会規定の入場料を支払う必要があるため、(参加者の当該入場料は大会主催者が負担するものの、)観戦者については当該入場料の支払いをお願いすることになる。

3 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解及び根拠

①会場となる施設で付随する商取引が一切行われていない場合は、本大会は商品・サービスの利用者や来店者を対象として金品等を提供するものではない為、取引付随性が発生せず、景表法の規制を受けない。②施設内で第三者となる業者が飲食物等の販売を行っている場合であっても、a)自己が資本の過半を拠出している、b)自己とフランチャイズ契約を締結している、c)その施設への来場者の大部分が自己の供給する賞品または役務の取引相手であると認められる、などがなければ、景表法の規制を受けない。

4 公表の遅延の希望(希望する場合のみ)

- (1) 理由
- (2) 公表可能時期